

GXに向けた企業間連携と競争法

◆経産省中心にGX（グリーントランスフォーメーション）への資金供給の研究会

2022年8月、経済産業省・金融庁・環境省が共催する「[産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会](#)」がスタートした。10年間で150兆円が必要と試算されるGX投資への資金供給強化策を検討するもので、①マクロでの気候変動分野への資金誘導、②企業の気候変動投資（グリーン、トランジション、イノベーション）の環境整備、③GXに挑戦する企業が（排出量の多寡のみならず）適切に評価される新たな評価軸構築、について年内に具体的政策の方向性をまとめる。

このうちトランジション（脱炭素への移行）に関しては、課題として、個社の努力だけで解決できない研究開発・設備投資コスト増、トランジションの重要性が高い多排出業種（鉄鋼・化学など）での個社の資金調達力（フリーキャッシュフロー水準が低く、有利子負債が多い企業もある）、独占禁止法など競争法上の規制、中小企業での意識・取り組みの遅れ、などを挙げている。

トランジションでは、既に業種別ロードマップ策定やファイナンス支援などの施策が進められているが、企業の主体的行動を促すだけでは限界がある。長期的に脱炭素が自社にも社会にも最善だとわかっているにもかかわらず、一企業としては短期的な損益影響や資金力から投資が困難な場合もあるし、同業他社と協力し合うことは独占禁止法の制約がある。国の踏み込んだ関与や調整が必要になるだろう。

◆GXに向けた企業結合・共同行為と独占禁止法

経済産業省は22年3月、「[グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会](#)」を立ち上げた。

GXの取り組みにおいては、競合他社との合併、生産設備の集約、共同研究・原材料共同購入などの業務提携、業界基準の策定、サプライチェーン内でのコスト分担など、企業間での連携が有効な方策となりうるが、独占禁止法上、企業結合や不当な取引制限

（カルテル・談合）、優越的地位の濫用などに関する規制が壁になる。研究会で

事業者の行動	独占禁止法上の規制
<ul style="list-style-type: none"> ■競合他社等との企業結合 ■業界基準・指標の策定 ■共同経営 ■競合他社等との業務提携 <ul style="list-style-type: none"> ・設備集約 ・共同研究 ・共同配送網構築 ・原材料の共同購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業結合規制 ・不当な取引制限 ・事業者団体規制
<ul style="list-style-type: none"> ■調達先の変更・取引中止 ■契約条件に脱炭素に関連する基準を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・排除型私的独占 ・取引拒絶 ・拘束条件付取引 ・優越的地位の濫用（取引条件の一方的変更）
<ul style="list-style-type: none"> ■脱炭素にかかるコストのサプライチェーン内における負担の分配 	<ul style="list-style-type: none"> ・優越的地位の濫用（経済的利益の提供要請等）

出所：経済産業省「グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会」資料より作成

は、炭素中立の産業構造への転換に資する複数企業共同の自律的な取り組みは強く後押しすべきであるとして、競争政策上の論点について整理を行い、報告書をまとめつつある。ただ、実際どこまで認めるかの判断は簡単ではなさそうだ。

◆欧州の事例～ガイドライン策定などの政策対応の動きで先行

オランダでは、13年に複数事業者によるCO₂削減目標達成のための石炭火力発電所閉鎖の合意について、競争当局がカルテルにあたるかと判断した。これを契機に、政府はサステナビリティと競争政策に関する議論を進め、20年7月にガイドライン草案を発表した。22年2月には、事業用エネルギー・水の需要家団体の加盟企業による風力発電電力の共同購入計画などの2つの案件について、当局はガイドライン草案を適用し、競争法に違反しないとの見解を示した。

ドイツでは、カルテル庁が競争上の懸念から禁止した合併事業を、その後の再審査で、環境エネルギー大臣が環境保護の観点から条件付きで承認した事例があった。一方、自動車メーカー5社が技術仕様について合意した案件では、欧州委員会は、技術的に可能な開発を各社が怠ったとして競争法違反と認定した。

欧州における企業間連携・企業結合と競争政策対応の事例

国・時期	企業などの対応	競争当局の判断
オランダ 2013年	経営者団体などが締結・発表した持続的成長に向けたエネルギー協定の中で、CO ₂ 削減目標達成のため、複数の事業者が、80年代に建設された5つの石炭発電所を閉鎖する計画について合意。	当局は、事業者のエネルギー生産能力が減少し、電力購入価格が上昇するため、 カルテル禁止に抵触すると判断 。競争法適用除外にも当たらないとした。→これを機に、政府はサステナビリティ競争政策について議論実施。 20年に サステナビリティ合意に関するガイドライン草案 を発表。
オランダ 2020年	事業用のエネルギー・水の需要家団体が、将来的に 会員が共同で、特定の洋上風力発電所の設置事業者と複数年の電力供給契約を締結 することが、競争法に抵触しないか、当局に確認。	気候変動目標の達成に貢献するとともに、風力発電所の建設を促進するものとして、この取組が 競争法に抵触しない との見解を提示。
オランダ 2020年	複数の配電事業者が、CO ₂ 排出量削減に繋がる投資の魅力を高めるため、送電系統に係る投資・購入判断を行う際の計算モデルで用いる CO₂排出価格として、50ユーロ/CO₂トン を共同で使用することを事業者間で合意することにつき、当局に確認。	CO ₂ 排出価格が上がればコストに影響を与える可能性があるが、サステナビリティに関する利益は、ユーザーにとつての潜在的コストを上回る。CO ₂ 排出量が削減されれば、全てのエネルギーユーザーが恩恵を受けるとして、この取組が カルテル規制の適用除外に該当し、事業者間協力は認められる との見解を提示。
ドイツ 2019年	Miba社とZollern社は、発電機や船舶などで使用されるすべり軸受の 生産活動を統合した合併事業の立ち上げ（企業結合） を計画。	連邦カルテル庁は、競争上の懸念により、 企業結合を禁止 。しかし、再審査において連邦経済エネルギー大臣は、合併事業により環境・気候保護のために得られる効果（騒音低減、燃料消費量の削減等）が、合併事業による競争上の不利益を上回ると判断し、 条件付きで本件を承認 。
ドイツ 2021年	自動車メーカー5社が、ディーゼルエンジンの排出ガスから窒素酸化物を削減するために尿素水を注入する 制御技術の開発において、尿素水タンクの容量などの仕様で合意を形成 。	欧州委員会は、法令上に定められた窒素酸化物の排出基準値よりも優れた浄化性能の開発が技術的には可能だったにもかかわらず、談合を通じて競争が抑制され、各社が開発を怠ったとし、 競争法違反（カルテル）の存在を認定 。

出所：経済産業省「グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会」資料をもとにARC作成

欧州委員会は22年3月、企業間の水平的な協力に関するEU規則の改正案を発表し、サステナビリティの観点で、競争法上の禁止行為の非該当または適用除外となる場合の評価指針を示した。①効率性などの向上、②必須性、③消費者への還元（集团的利益を含む）、④競争を排除しないこと、の4要件を満たせば、競争法上の禁止行為であっても適用除外となる。

日本においても、公正な競争を維持しつつ、企業が積極的にGXを推進できるよう、政策対応や指針などの議論が進むことが期待される。 【本間克治】